

銚子市ファミリー・サポート・センター事業公募型プロポーザル方式業者選定募集要領

1 趣旨

この要領は、銚子市ファミリー・サポート・センター事業の委託契約候補者を決定するための公募型プロポーザルの応募に必要な手続き等を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

銚子市ファミリー・サポート・センター事業

(2) 業務内容

別紙「銚子市ファミリー・サポート・センター事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

令和4年8月1日から令和4年10月31日までは、事業実施のための準備業務の期間とする。

(4) 業務委託料

次のア及びイを合算した額とする。

ア 2, 160千円（消費税及び地方消費税を含む、以下同じ。）を上限額とする。

ただし、「銚子市ファミリー・サポート・センター事業委託業務仕様書」中、3(5)ウに掲げる事業を追加して実施する場合は、3, 960千円を上限額とする。

イ 事業実施に当たり、受託者が施設・設備の整備を要する経費のうち、市が認める額で4, 000千円を上限額とする。ただし、備品等を取得した場合は、当該備品等の所有権は市に帰属するものとする。

3 参加申込みについて

参加申し込みできるものは、次のすべての要件を満たす法人又はその他団体（以下「法人等」という。）であることとする。法人等は、株式会社、NPO法人を含むが、個人での応募はできない。

(1) 申込要件

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申し立て又は、民事再生法（平成14年法律第225号）に基づく再生手続開始申し立てがなされていないこと。

- イ 市内に本・支店、営業所等を設置している者又は受託者として決定した場合に、令和4年7月25日までに設置できる者。
- ウ 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- エ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定するもの）又は宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- カ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - (ア) 破産者で復権を得ない者
 - (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- キ 法人等の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 留意事項

- ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書等を無効とする。
- エ 企画提案は、上記2(4)アの業務委託料の本文又はただし書のいずれか一方の業務を選択するものとし、企画提案書（様式第2号）及び経費の概算見積書（任意様式）には、選択した業務がわかるよう表示すること。
- オ 委託契約候補者は、契約後銚子市と協議のうえ、提案内容と実施方法を明記した業務計画書を提出するものとする。
- カ 委託契約候補者の企画提案書等の内容は、必要に応じて契約書の特記仕様書に明記するものとする。
- キ 本業務の実施に当たり、総括責任者を1名配置することとする。また、業務の一部を再委託する場合には、委託先及び業務の内容について銚子市と協議することとする。
- ク 提出された書類については、今回の選定以外の目的には使用しないものとする。
なお、銚子市情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開される場合がある。
- ケ プレゼンテーションの実施に当たっては、出席者は2人までとする。

(3) 提出書類

- ア 銚子市ファミリー・サポート・センター事業公募型プロポーザル方式業者選定参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 企画提案書（様式第2号） 10部
※任意の様式による提出も可とします。
- ウ 経費の概算見積書（任意様式） 2(4)アの経費及び2(4)イの経費 各1部
- エ 登記事項証明書（法人の場合） 1部
- オ 国税及び地方税の納税証明書 1部
- カ 代表者の身分証明書（法人以外の場合） 1部
- キ 会社概要または会社概要が分かるパンフレット等（法人の場合） 10部
- ク 業務の実施体制表（様式第3号） 10部
- ケ 暴力団排除措置に関する同意書（様式第4号） 1部

(4) 提出方法についての留意事項

- ア 申込書類は、持参又は郵送で提出するものとする。
- イ 提出書類は、(3)に記載されている順番に、フラットファイル（A4）に綴じ、書類の種別ごとに書類の番号及び項目名を記載した仕切紙を挿入し、書類の番号を記載したインデックスを付すこと。ファイルの表紙及び背表紙にタイトル（「銚子市ファミリー・サポート・センター事業選定申込書」）及び法人等名を記載すること。

(5) 申込期限

令和4年6月21日（火）必着

（午前8時30分から午後5時15分まで。土日は除く。）

(6) 提出書類の送付先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1

銚子市 子育て支援課

4 選定方法

提出された書類及びプレゼンテーションに対し、選定委員会において評価し、評価が最も高い者を委託契約候補者として選定する。ただし、評価が最も高い者であっても、評価基準に達しない場合は選定しないことがある。

5 評価方法及び評価基準等

(1) 提案内容の評価方法

選定委員会において評価基準に基づき評価を行い、委託契約候補者を選定した後、結果については申込者に別途文書で通知する。

なお、他者の提案内容及び評価については一切公開しない。

(2) 審査項目及び評価基準

評価項目	評価事項	評価基準点
1 運営理念について	<ul style="list-style-type: none"> ○ファミリー・サポート・センター事業の目的及び内容を理解した提案内容となっているか ○ファミリー・サポート・センター事業への意欲・熱意 ○適切な職員配置と法を遵守した労働条件での雇用計画 ○適正な単価や明確な根拠で経費が積算されているか 	20 / 100
2 管理運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○利用会員及び提供会員の専門知識や技能、接遇向上のための研修計画 ○緊急時における組織対応や連絡体制は明確か ○個人情報保護に関する考え ○市が支払う業務委託料により、管理運営を行うことが出来るか ○応募の理由と意欲 ○銚子市と連携し事業に取り組む姿勢について 	30 / 100
3 事業遂行能力について	<ul style="list-style-type: none"> ○事業成果を得るための、特筆すべき提案があるか ○会員募集の目標や事業計画についての考え方 ○利用会員及び提供会員等の関係者との連携 ○トラブル防止のためのチェック体制や対処方法 ○事業遂行に十分な運営体制となっているか 	40 / 100
4 概算見積書の金額について (2(4)アの経費に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ○契約限度額の90%未満 10点 ○契約限度額の90%以上同額未満 8点 ○契約限度額と同額 5点 ○上記以外 0点 	10 / 100
合 計		100点

※ 2(4)アの業務委託料の本文又はただし書いずれかの業務を選択したことによる評価の優劣は行わない。

(3) 実施スケジュール

項 目	日 程
1 募集要領の公表・配布	令和4年5月23日（月）～ 令和4年6月21日（火）
2 質問書の受付期限	令和4年6月6日（月）
3 質問書の回答期限	令和4年6月13日（月）
4 申し込み期間	令和4年6月13日（月）～ 令和4年6月21日（火）
5 プレゼンテーションの実施	令和4年6月28日（火）又は 令和4年6月29日（水）予定
6 プロポーザル選定結果通知	令和4年7月上旬予定

6 質問の受付

(1) 受付期限

令和4年6月6日（月）午後5時15分必着

(2) 提出方法

様式第5号に記入のうえ、下記問合せ先メールアドレスあてメールにより提出するものとする。

(3) 質問に対する回答

質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対して回答することとし、共通的事項を含む場合は、市ホームページにおいて公表するものとする。

7 説明会の実施

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8 企画提案のプレゼンテーション

- (1) 参加申込者は、市の指定する日時に、選定委員会に対して企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行うものとする。（日時及び会場については別途通知する。）
- (2) 実施方法について
 - ア 持ち時間は40分（説明25分、質疑15分）程度とし、市の指定した時刻から順次個別に行う。
 - イ プレゼンテーションに出席しない参加申込者の提案は無効とする。

9 その他

- (1) 申込者が本プロポーザルの申込みを辞退する場合は、申込辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格条件を全て満たしていない場合
 - イ 提出期限を過ぎて提出すべき書類が提出された場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 問合せ先
 - 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1
 - 銚子市 子育て支援課
 - 電話 0479-24-8967
 - FAX 0479-25-7502
 - E-mail kosodate@city.choshi.lg.jp